

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2026年1月5日改定）

掲載日 2025年6月25日（2025年11月1日更新、2025年12月5日（金）更新）

■貯金等共通規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
5 貯金小切手 (1)～(4) (略) <u>(新設)</u>	5 貯金小切手 (1)～(4) (同左) <u>(5) 第1項の請求については、当行所定の方法により当行所定の料金をいただきます。</u>
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2020年4月1日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2026年1月5日</u> から実施します。

■通常貯金規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
2 預入することができる証券等 (1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（ <u>第3項及び第5条において</u> 「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。 (2)～(4) (略) <u>(新設)</u>	2 預入することができる証券等 (1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（ <u>以下</u> 「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。 (2)～(4) (同左) <u>(5) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の料金を現金でいただきます。</u>
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2024年4月1日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2026年1月5日</u> から実施します。

■通常貯蓄貯金規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
2 預入することができる証券等 (1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（ <u>第3項及び第4条において</u> 「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。 (2)～(4) (略) <u>(新設)</u>	2 預入することができる証券等 (1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（ <u>以下</u> 「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。 (2)～(4) (同左) <u>(5) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の料金を現金でいただきます。</u>
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2024年4月1日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2026年1月5日</u> から実施します。

■無通帳型総合口座特約（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
2 この口座の申込み (1)～(4) (略) <u>(5) 国債等規定第3条（国債等振替口座加入通帳の提出）に規定する加入通帳は、この口座への切替の成立後においても使用することができます。</u>	2 この口座の申込み (1)～(4) (同左) <u>(削除)</u>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2026年1月5日改定）

現 行	改定後
<p>6 規定の適用</p> <p>(1) この口座には、この特約のほか、「通常貯金規定」、「定額貯金規定」、<u>「定期貯金規定」及び「国債等振替口座規定」</u>の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用されるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>6 規定の適用</p> <p>(1) この口座には、この特約のほか、「通常貯金規定」、「定額貯金規定」<u>及び「定期貯金規定」</u>の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用されるものとします。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2025年5月19日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>

■定額貯金等共通規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>2 預入することができる証券等</p> <p>(1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（第3項において「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 預入することができる証券等</p> <p>(1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（第3項<u>及び第5項</u>において「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p><u>(5) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の料金を現金でいただきます。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2020年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>

■為替規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>5 為替金に充てることができる証券等</p> <p>(1) 為替においては、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（<u>第3項及び次条において「証券等」といいます。</u>）を現金に代えてその表示する金額で受け入れる為替金に充てることができます。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>5 為替金に充てることができる証券等</p> <p>(1) 為替においては、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（<u>以下「証券等」といいます。</u>）を現金に代えてその表示する金額で受け入れる為替金に充てることができます。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p><u>(5) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の料金を支払ってください。</u></p>
<p>14 料金</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>14 料金</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p><u>(4) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の料金を現金でいただきます。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は <u>2022年1月17日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は <u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>

■払込み規定（下線の部分は改定箇所）

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）**

現 行	改定後
<p>8 払込金に充てることができる証券等</p> <p>(1) 払込みにおいては、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（<u>第3項及び次条において「証券等」といいます。</u>）を現金に代えてその表示する金額で払込金に充てることができます。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>8 払込金に充てることができる証券等</p> <p>(1) 払込みにおいては、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（<u>以下「証券等」といいます。</u>）を現金に代えてその表示する金額で払込金に充てることができます。</p> <p>(2)～(4)（同左）</p> <p><u>（5）証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の場合を除き、当行所定の料金を支払ってください。</u></p>
<p>13 料金</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>13 料金</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p><u>（4）証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の場合を除き、当行所定の料金を現金でいただきます。</u></p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2025年6月2日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>

■自動振込規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>8 利用の廃止等</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 振替口座の現在高の不足により、自動振込が継続して<u>1年間</u>できなかったときは、当該期間経過後自動振込はいたしません。</p>	<p>8 利用の廃止等</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>(5) 振替口座の現在高の不足により、自動振込が継続して<u>当行所定の期間</u>できなかったときは、当該期間経過後自動振込はいたしません。</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2020年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>

■ゆうちょダイレクト規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>2 利用の申込み等</p> <p>(1) このサービスは、次に掲げる加入者又は預金者の別に当該掲げるサービスについて、当行の承認を受けた者（以下「利用者」といいます。）が利用できるものとします。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 総合口座の加入者（以下のサービスのうち、投資信託テレホンサービス及びダイレクトサービスの投資信託取引（投資信託口座等（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に規定する投資信託口座（以下「投資信託口座」といいます。）及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に規定する振替決済口座をいいます。以下同じとします。）の開設の申込みを除きます。）については、当行所定の投資信託口座等の開設を受けた者に、ダイレクトサービスの国債の取扱い（<u>無通帳型国債等振替口座（国債等振替口座規定第12条（加入通帳）第2項に規定する無通帳型国債等振替口座をいいます。以下同じとします。）の開設の申込みを除きます。</u>）については、<u>国債等振替口座規定第1条（適用範囲）に規定する国債等振替口座（以下「国債等振替口座」といいます。）の開設を受けた者に限ります。</u>）</p> <p>テレホンサービス、投資信託テレホンサービス及びダイレクトサービス（通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます</p>	<p>2 利用の申込み等</p> <p>(1) このサービスは、次に掲げる加入者又は預金者の別に当該掲げるサービスについて、当行の承認を受けた者（以下「利用者」といいます。）が利用できるものとします。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③ 総合口座の加入者（以下のサービスのうち、投資信託テレホンサービス及びダイレクトサービスの投資信託取引（投資信託口座等（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に規定する投資信託口座（以下「投資信託口座」といいます。）及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に規定する振替決済口座をいいます。以下同じとします。）の開設の申込みを除きます。）については、当行所定の投資信託口座等の開設を受けた者に、ダイレクトサービスの国債の取扱い（<u>国債等振替口座（国債等振替口座規定第1条（適用範囲）に規定する国債等振替口座をいいます。以下同じとします。）の開設の申込みを除きます。</u>）については、<u>国債等振替口座の開設を受けた者に限ります。</u>）</p> <p>テレホンサービス、投資信託テレホンサービス及びダイレクトサービス（通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）**

現 行	改定後
<p>す。)の預金者の場合は、担保定期貯金の取扱い、口座貸越サービス、自動払込みの利用申込みサービス及び無通帳型総合口座への切替を除きます。)</p> <p>(2)～(9) (略)</p>	<p>替を除きます。)</p> <p>(2)～(9) (同左)</p>
<p>18の2 国債の取扱い</p> <p>(1) 国債の取扱いは、利用者の請求に基づき、<u>無通帳型</u>国債等振替口座の開設の申込み、国債に係る購入の申込み並びに国債等振替口座の現在高、当行所定の期間における取扱内容及び口座情報の照会を行うことができる取扱いです。<u>ただし、加入通帳を発行する国債等振替口座に係る口座情報の照会の取扱いはいたしません。</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>18の2 国債の取扱い</p> <p>(1) 国債の取扱いは、利用者の請求に基づき、国債等振替口座の開設の申込み、国債に係る購入の申込み並びに国債等振替口座の現在高、当行所定の期間における取扱内容及び口座情報の照会を行うことができる取扱いです。</p> <p>(2)～(10) (同左)</p>
<p>19 投資信託取引に係る電子交付</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) <u>ダイレクトサービスにおいて、電子交付の利用登録をしようとするときは</u>、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(5) 電子交付の利用登録は、対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。</p> <p>(6) 当行は、原則として利用者が第4項の手続によって電子交付の利用登録を行った日（以下本条において「切替日」といいます。）以降に発行する対象書類を電子交付します。ただし、当行の都合により、電子交付の開始が切替日の翌営業日以降となる場合があります。</p> <p>(7) 電子交付の方法は、対象書類の記載事項をPDF形式のファイルに記録して、利用者のパソコン等の画面に表示します。また、対象書類は利用者のプリンター等で印刷することも、利用者のパソコン等上にPDF形式のファイルを保存することも可能です。なお、利用者のパソコン等の画面で対象書類を閲覧するためには、当該パソコン等において最新版のPDF閲覧ソフトその他当行所定の動作環境をご利用いただくものとします。</p> <p>(8) 当行は、利用者が電子交付を利用している期間中は、対象書類の紙媒体による交付は原則として行いません。</p> <p>(9) 対象書類のうち、次の各号の場合を除き、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類については、当該書類が閲覧可能となった日から5年間閲覧することができるものとし、当行が交付するその他の書類については、当行所定の期間において閲覧することができるものとします。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(10) 電子交付の利用を終了しようとするときは、利用者は、当行所定の手続に従って申し出るものとします。この場合、当行所定の日以降に交付される対象書類（一部の対象書類について電子交付の利用を終了した場合は当該対象書類に限ります。）については、すべて紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p>(11) 次の各号のいずれかに該当する場合には、電子交付を終了し、当行所定の日以降に交付される対象書類は紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p>① (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 当行が電子交付の利用を停止することが適当であると合理的な理</p>	<p>19 投資信託取引に係る電子交付</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p><u>(4) 電子交付の利用登録をしようとするときは、利用者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。）に提出してください。</u></p> <p><u>(5) 電子交付の利用登録は、前項に定めるほか、パソコン等を用いた方法により行うことができます。この場合、</u>利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(6) 電子交付の利用登録は、対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。</p> <p>(7) 当行は、原則として利用者が第4項<u>又は第5項</u>の手続によって電子交付の利用登録を行った日（以下本条において「切替日」といいます。）以降に発行する対象書類を電子交付します。ただし、当行の都合により、電子交付の開始が切替日の翌営業日以降となる場合があります。</p> <p>(8) 電子交付の方法は、対象書類の記載事項をPDF形式のファイルに記録して、利用者のパソコン等の画面に表示します。また、対象書類は利用者のプリンター等で印刷することも、利用者のパソコン等上にPDF形式のファイルを保存することも可能です。なお、利用者のパソコン等の画面で対象書類を閲覧するためには、当該パソコン等において最新版のPDF閲覧ソフトその他当行所定の動作環境をご利用いただくものとします。</p> <p>(9) 当行は、利用者が電子交付を利用している期間中は、対象書類の紙媒体による交付は原則として行いません。</p> <p>(10) 対象書類のうち、次の各号の場合を除き、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類については、当該書類が閲覧可能となった日から5年間閲覧することができるものとし、当行が交付するその他の書類については、当行所定の期間において閲覧することができるものとします。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>(11) 電子交付の利用を終了しようとするときは、利用者は、当行所定の手続に従って申し出るものとします。この場合、当行所定の日以降に交付される対象書類（一部の対象書類について電子交付の利用を終了した場合は当該対象書類に限ります。）については、すべて紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p>(12) 次の各号のいずれかに該当する場合には、電子交付を終了し、当行所定の日以降に交付される対象書類は<u>すべて</u>紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p>① (同左)</p> <p><u>② 投資信託口座等を解約した場合</u></p> <p><u>③ 当行が電子交付の利用を停止することが適当であると合理的な理</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）

現 行	改定後
<p>由に基づき判断した場合</p> <p>③ 当行の都合によりダイレクトサービスに係る投資信託取引の提供を終了した場合</p> <p>④ 当行の都合により電子交付の提供を終了した場合</p> <p>(12) 前2項の場合、利用者から電子交付を行った記載事項の消去の申込みがあったものとし、当行所定の方法により、消去するものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(13) 関係法令等に照らし合理的な事由に基づき、当行が必要と認めた場合には、電子交付の利用期間中であっても電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があります。</p> <p>(14) 当行は、利用者にあらかじめ通知することなく、法令等に反しない範囲で電子交付の方法等を変更することがあります。</p> <p>(15) 当行は、システムメンテナンス等のために、電子交付の全部又は一部を停止することがあります。</p> <p>(16) 次の事由により生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 第11項の規定により電子交付を終了した場合</p> <p>④ 第12項の規定により電子交付を行った記載事項を消去した場合</p> <p>⑤ 第14項の規定により電子交付の方法等を変更した場合</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>	<p>由に基づき判断した場合</p> <p>④ 当行の都合によりダイレクトサービスに係る投資信託取引の提供を終了した場合</p> <p>⑤ 当行の都合により電子交付の提供を終了した場合</p> <p>(13) 前2項の場合、利用者から電子交付を行った記載事項の消去の申込みがあったものとし、当行所定の方法により、消去するものとします。</p> <p><u>(14) ゆうちょ通帳アプリを利用している場合には、ダイレクトサービスの利用の廃止をしたときであっても、それにより電子交付は終了されず、紙媒体による交付は行われません。ダイレクトサービスの利用の廃止をし、電子交付の利用を終了しようとするときは、利用者は、ダイレクトサービスの利用の廃止をする前に、第11項の手続により電子交付の利用の終了を申し出てください。</u></p> <p>(15) 関係法令等に照らし合理的な事由に基づき、当行が必要と認めた場合には、電子交付の利用期間中であっても電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があります。</p> <p>(16) 当行は、利用者にあらかじめ通知することなく、法令等に反しない範囲で電子交付の方法等を変更することがあります。</p> <p>(17) 当行は、システムメンテナンス等のために、電子交付の全部又は一部を停止することがあります。</p> <p>(18) 次の事由により生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 第12項の規定により電子交付を終了した場合</p> <p>④ 第13項の規定により電子交付を行った記載事項を消去した場合</p> <p>⑤ 第16項の規定により電子交付の方法等を変更した場合</p> <p>⑥～⑦ (同左)</p>
<p>19の2 国債に係る電子交付</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) <u>ダイレクトサービスにおいて、電子交付の利用登録をしようとするときは、</u>利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(5) 電子交付の利用登録は、対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。</p> <p>(6) 当行は、原則として利用者が第4項の手続によって電子交付の利用登録を行った日（以下本条において「切替日」といいます。）以降に発行する対象書類を電子交付します。ただし、当行の都合により、電子交付の開始が切替日の翌営業日以降となる場合があります。</p> <p>(7) 電子交付の方法は、対象書類の記載事項をPDF形式のファイルに記録して、利用者のパソコン等の画面に表示します。また、対象書類は利用者のプリンター等で印刷することも、利用者のパソコン等上にPDF形式のファイルを保存することも可能です。なお、利用者のパソコン等の画面で対象書類を閲覧するためには、当該パソコン等において最新版のPDF閲覧ソフトその他当行所定の動作環境をご利用いただくものとします。</p> <p>(8) 当行は、利用者が電子交付を利用している期間中は、対象書類の紙媒体による交付は原則として行いません。</p> <p>(9) 対象書類のうち、次の各号の場合を除き、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類については、当該書類が閲覧可能とな</p>	<p>19の2 国債に係る電子交付</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p><u>(4) 電子交付の利用登録をしようとするときは、利用者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により国債等取扱店（国債等規定第2条（取扱店の範囲）に定める国債等取扱店をいいます。）に提出してください。</u></p> <p>(5) <u>電子交付の利用登録は、前項に定めるほか、パソコン等を用いた方法により行うことができます。この場合、</u>利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(6) 電子交付の利用登録は、対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。</p> <p>(7) 当行は、原則として利用者が第4項<u>又は第5項</u>の手続によって電子交付の利用登録を行った日（以下本条において「切替日」といいます。）以降に発行する対象書類を電子交付します。ただし、当行の都合により、電子交付の開始が切替日の翌営業日以降となる場合があります。</p> <p>(8) 電子交付の方法は、対象書類の記載事項をPDF形式のファイルに記録して、利用者のパソコン等の画面に表示します。また、対象書類は利用者のプリンター等で印刷することも、利用者のパソコン等上にPDF形式のファイルを保存することも可能です。なお、利用者のパソコン等の画面で対象書類を閲覧するためには、当該パソコン等において最新版のPDF閲覧ソフトその他当行所定の動作環境をご利用いただくものとします。</p> <p>(9) 当行は、利用者が電子交付を利用している期間中は、対象書類の紙媒体による交付は原則として行いません。</p> <p>(10) 対象書類のうち、次の各号の場合を除き、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類については、当該書類が閲覧可能とな</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）**

現 行	改定後
<p>った日から5年間閲覧することができるものとし、当行が交付するその他の書類については、当行所定の期間において閲覧することができるものとし、</p> <p>①～② （略）</p> <p>(10) 電子交付の利用を終了しようとするときは、利用者は、当行所定の手続に従って申し出るものとし、この場合、当行所定の日以降に交付される対象書類（一部の対象書類について電子交付の利用を終了した場合は当該対象書類に限ります。）については、すべて紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p>(11) 次の各号のいずれかに該当する場合には、電子交付を終了し、当行所定の日以降に交付される対象書類は紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p><u>① 利用者がダイレクトサービスの利用を廃止した場合（ゆうちょ通帳アプリを利用しているときを除きます。）</u></p> <p>② 当行が電子交付の利用を停止することが適当であると合理的な理由に基づき判断した場合</p> <p>③ 当行の都合によりダイレクトサービスに係る国債の取扱いの提供を終了した場合</p> <p>④ 当行の都合により電子交付の提供を終了した場合</p> <p>(12) 前2項の場合、利用者から電子交付を行った記載事項の消去の申込みがあったものとし、当行所定の方法により、消去するものとし、<u>（新設）</u></p> <p>(13) 関係法令等に照らし合理的な事由に基づき、当行が必要と認めた場合には、電子交付の利用期間中であっても電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があります。</p> <p>(14) 当行は、利用者にあらかじめ通知することなく、法令等に反しない範囲で電子交付の方法等を変更することがあります。</p> <p>(15) 当行は、システムメンテナンス等のために、電子交付の全部又は一部を停止することがあります。</p> <p>(16) 次の事由により生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 第11項の規定により電子交付を終了した場合</p> <p>④ 第12項の規定により電子交付を行った記載事項を消去した場合</p> <p>⑤ 第14項の規定により電子交付の方法等を変更した場合</p> <p>⑥～⑦ （略）</p>	<p>なった日から5年間閲覧することができるものとし、当行が交付するその他の書類については、当行所定の期間において閲覧することができるものとし、</p> <p>①～② （同左）</p> <p>(11) 電子交付の利用を終了しようとするときは、利用者は、当行所定の手続に従って申し出るものとし、この場合、当行所定の日以降に交付される対象書類（一部の対象書類について電子交付の利用を終了した場合は当該対象書類に限ります。）については、すべて紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p>(12) 次の各号のいずれかに該当する場合には、電子交付を終了し、当行所定の日以降に交付される対象書類は<u>すべて</u>紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>① 当行が電子交付の利用を停止することが適当であると合理的な理由に基づき判断した場合</p> <p>② 当行の都合によりダイレクトサービスに係る国債の取扱いの提供を終了した場合</p> <p>③ 当行の都合により電子交付の提供を終了した場合</p> <p>(13) 前2項の場合、利用者から電子交付を行った記載事項の消去の申込みがあったものとし、当行所定の方法により、消去するものとし、</p> <p><u>(14) ダイレクトサービスの利用の廃止をした場合であっても、それにより電子交付は終了されず、紙媒体による交付は行われません。ダイレクトサービスの利用の廃止をし、電子交付の利用を終了しようとするときは、利用者は、ダイレクトサービスの利用の廃止をする前に、第11項の手続により電子交付の利用の終了を申し出てください。</u></p> <p>(15) 関係法令等に照らし合理的な事由に基づき、当行が必要と認めた場合には、電子交付の利用期間中であっても電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があります。</p> <p>(16) 当行は、利用者にあらかじめ通知することなく、法令等に反しない範囲で電子交付の方法等を変更することがあります。</p> <p>(17) 当行は、システムメンテナンス等のために、電子交付の全部又は一部を停止することがあります。</p> <p>(18) 次の事由により生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>①～② （同左）</p> <p>③ 第12項の規定により電子交付を終了した場合</p> <p>④ 第13項の規定により電子交付を行った記載事項を消去した場合</p> <p>⑤ 第16項の規定により電子交付の方法等を変更した場合</p> <p>⑥～⑦ （同左）</p>
<p>20 無通帳型総合口座への切替</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6) 国債等規定第3条（国債等振替口座加入通帳の提出）に規定する加入通帳は、無通帳型総合口座への切替の成立後においても使用することができます。</u></p>	<p>20 無通帳型総合口座への切替</p> <p>(1)～(5) （同左）</p> <p><u>（削除）</u></p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2025年9月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>

■投資信託総合取引規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>9の2 投資信託解約委任サービスの取扱い</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) お客さまは、申込書の「指定代理人」欄記載の指定代理人（2親等以</p>	<p>9の2 投資信託解約委任サービスの取扱い</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) お客さまは、申込書の「指定代理人」欄記載の指定代理人（2親等以</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）**

現 行	改定後
<p>内の親族（配偶者、子、兄弟姉妹その他当行が認めた親族をいいます。以下同じとします。）からご指定ください。）に対し、申込書記載の投資信託口座に関する次の各号の取引を委任します。</p> <p>① この取引の解約に係る次に掲げる取引</p> <p style="padding-left: 20px;">A～B （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">C この規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、投資信託自動積立規定及び投資信託収益分配金再投資規定に規定する一切の取引等の解約並びにゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）②に規定する投資信託テレホンサービスの解約</p> <p style="padding-left: 20px;">D～F （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(3)～(11) （略）</p>	<p>内の親族（配偶者、子、兄弟姉妹その他当行が認めた親族をいいます。以下同じとします。）からご指定ください。）に対し、申込書記載の投資信託口座に関する次の各号の取引を委任します。</p> <p>① この取引の解約に係る次に掲げる取引</p> <p style="padding-left: 20px;">A～B （同左）</p> <p style="padding-left: 20px;">C この規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定及び投資信託収益分配金再投資規定に規定する一切の取引等の解約、投資信託自動積立・投資信託定期解約規定に規定する投資信託自動積立契約に係る一切の取引等の解約並びにゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）②に規定する投資信託テレホンサービスの解約</p> <p style="padding-left: 20px;">D～F （同左）</p> <p>② （同左）</p> <p>(3)～(11) （同左）</p>
<p>15 累積投資契約</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 累積投資契約のうち、収益分配金再投資契約については投資信託収益分配金再投資規定、投資信託自動積立契約については投資信託自動積立規定の定めるところにより取り扱います。</p>	<p>15 累積投資契約</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 累積投資契約のうち、収益分配金再投資契約については投資信託収益分配金再投資規定、投資信託自動積立契約については投資信託自動積立・投資信託定期解約規定の定めるところにより取り扱います。</p>
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、2024年11月1日から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、2026年1月5日から実施します。</p>

■投資信託収益分配金再投資規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>2 申込み</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(2) 前項の申込みがあったときは、振替決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に定める振替決済口座をいいます。）に記載又は記録されている投資信託受益権（当該申込みに係るものに限ります。）の収益分配金をお客さまに代わって受領のうえ、その全額から税金を差し引いた金銭をもって遅滞なく当該投資信託受益権に係る投資信託の購入を行います。この場合、販売手数料はかかりません。</p> <p>(3) 収益分配金再投資契約の申込みができる投資信託は、当行所定のもの（次項において「取扱商品」といいます。）とします。</p> <p>(4) お客さまが投資信託自動積立規定に基づく契約を締結している場合において、当該契約に係る投資信託が取扱商品であるときは、当行所定の手続により、収益分配金再投資契約を締結していただきますので、第1項による申込みは必要ありません。</p>	<p>2 申込み</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) <u>収益分配金再投資契約の申込みは、前項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定の営業所において、当行所定の本人確認手続を経たうえで、投資信託コールセンターとの電話による手続により行うことができます。</u></p> <p>(3) <u>前2項</u>の申込みがあったときは、振替決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に定める振替決済口座をいいます。）に記載又は記録されている投資信託受益権（当該申込みに係るものに限ります。）の収益分配金をお客さまに代わって受領のうえ、その全額から税金を差し引いた金銭をもって遅滞なく当該投資信託受益権に係る投資信託の購入を行います。この場合、販売手数料はかかりません。</p> <p>(4) 収益分配金再投資契約の申込みができる投資信託は、当行所定のもの（次項において「取扱商品」といいます。）とします。</p> <p>(5) お客さまが投資信託自動積立・投資信託定期解約規定に基づく投資信託自動積立契約を締結している場合において、当該契約に係る投資信託が取扱商品であるときは、当行所定の手続により、収益分配金再投資契約を締結していただきますので、第1項又は第2項による申込みは必要ありません。</p>
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、2020年1月6日から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、2026年1月5日から実施します。</p>

■投資信託自動積立規定（投資信託自動積立・投資信託定期解約規定）（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、投資信託自動積立契約に適用する事項について規定します。</p>	<p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、投資信託自動積立契約及び投資信託定期解約サービスに適用する事項について規定します。</p>
<p>2 申込み</p>	<p>2 投資信託自動積立契約の申込み</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）

現 行	改定後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の申込みがあったときは、買付申込日（申込みの際に当行所定の書類に記入された買付日をいいます。以下同じとします。）の前営業日に指定振替金額（当該当行所定の書類に記入された買付けに係る申込金額をいいます。以下同じとします。）を決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第5項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）から払い戻し、指定振替金額から手数料その他の諸経費を差し引いた残額により指定された取扱商品を買付申込日（取扱商品の目論見書において購入申込不可日とされている日に当たる場合は、購入申込不可日の翌営業日以降最初に到来する購入可能日）に自動的に購入します。ただし、前項の申込みがあった日以降最初に到来する買付申込日は、当該申込みがあった日から起算して4営業日を経過した日以降の日とします。この場合、通常貯金規定にかかわらず、払戻請求書及び通帳の提出は不要とします。</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の申込みがあったときは、買付申込日（<u>前項</u>の申込みの際に当行所定の書類に記入された買付日をいいます。以下同じとします。）の前営業日に指定振替金額（当該当行所定の書類に記入された買付けに係る申込金額をいいます。以下同じとします。）を決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第5項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）から払い戻し、指定振替金額から手数料その他の諸経費を差し引いた残額により指定された取扱商品を買付申込日（取扱商品の目論見書において購入申込不可日とされている日に当たる場合は、購入申込不可日の翌営業日以降最初に到来する購入可能日）に自動的に購入します。ただし、前項の申込みがあった日以降最初に到来する買付申込日は、当該申込みがあった日から起算して4営業日を経過した日以降の日とします。この場合、通常貯金規定にかかわらず、払戻請求書及び通帳の提出は不要とします。</p> <p>(3)~(4) (同左)</p> <p><u>(5) 第1項の申込時点で、当該申込みに係る投資信託口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に定める投資信託口座をいいます。以下同じとします。）において、既に投資信託定期解約サービスを利用している商品は、投資信託自動積立契約の開始年月が、投資信託定期解約サービスの終了年月の翌月以降である場合に限り、当該申込みの対象とすることができます。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>3 投資信託定期解約サービスの申込み</u></p> <p>(1) <u>投資信託定期解約サービスの申込みをしようとするときは、保有する取扱商品の中から投資信託定期解約サービスを利用するものを指定し（以下指定した取扱商品を「対象投資信託」といいます。）、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</u></p> <p>(2) <u>前項の申込みがあったときは、解約申込日（前項の申込みの際に当行所定の書類に記入された解約日をいいます。以下同じとします。）に投資信託総合取引規定第11条（解約の取扱い）の申込みがあったものとして解約の申込みを受け付けします。ただし、前項の申込みがあった日以降最初に到来する解約申込日は、当該申込みがあった日の翌営業日以降の日とします。</u></p> <p>(3) <u>対象投資信託とできる取扱商品は、当行所定のものに限りです。</u></p> <p>(4) <u>第1項の申込時点で、当該申込みに係る投資信託口座において、既に自動積立設定が成立済みの取扱商品は、投資信託定期解約サービスの開始年月が、投資信託自動積立契約の終了年月の翌月以降である場合に限り、対象投資信託とすることができます。</u></p>
<p><u>3 買付申込日、買付終了年月及び指定振替金額</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 買付申込日が、日曜日、土曜日若しくは休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。<u>次条</u>において「日曜日等」といいます。）に当たる場合は、その翌営業日を買付申込日として取り扱います。</p> <p>なお、買付申込日が暦にない月においては、当該月の末日を買付申込日として取り扱います。</p> <p>(3) 買付けの終了年月を、当行所定の方法によりあらかじめ指定することができます。</p> <p>(4) 指定振替金額は、毎回当行が定める金額以上で同額とし、1千円未満の端数を<u>付ける</u>ことはできません。</p> <p>(5) (略)</p>	<p><u>4 投資信託自動積立の買付申込日、買付終了年月及び指定振替金額</u></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 買付申込日が、日曜日、土曜日若しくは休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。<u>次条及び第6条</u>において「日曜日等」といいます。）に当たる場合は、その翌営業日を買付申込日として取り扱います。</p> <p>なお、買付申込日が暦にない月においては、当該月の末日を買付申込日として取り扱います。</p> <p>(3) <u>投資信託自動積立契約に係る</u>買付けの終了年月を、当行所定の方法によりあらかじめ指定することができます。</p> <p>(4) 指定振替金額は、毎回当行が定める金額以上で同額とし、1千円未満の端数を<u>指定する</u>ことはできません。</p> <p>(5) (同左)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>5 投資信託定期解約サービスの解約申込日、終了年月及び指定解約金額</u></p> <p>(1) <u>解約申込日は、毎月1回又は隔月1回の頻度（第8条において「解約タイミング」といいます。）でお客さまが指定する日とします。</u></p> <p>(2) <u>解約申込日が、日曜日等に当たる場合は、その翌営業日を解約申込日</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）

現 行	改定後
	<p><u>として取り扱います。なお、解約申込日が暦にない月においては、当該月の末日を解約申込日として取り扱います。</u></p> <p><u>(3) 投資信託定期解約サービスの終了年月を、当行所定の方法によりあらかじめ指定することができます。</u></p> <p><u>(4) 指定解約金額（第3条第1項の申込みの際に当行所定の書類に記入された解約に係る解約金額をいいます。以下同じとします。）は、毎回当行が定める金額以上で同額とし、1千円未満の端数を指定することはできません。</u></p> <p><u>(5) 解約申込日における対象投資信託の残高が指定解約金額よりも少ない場合は、残る全ての対象投資信託の残高が解約されます。</u></p>
<p>4 現在高不足時の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定振替金額の払戻しにおいて、複数の投資信託自動積立契約に係る複数の払戻しを同一日に行う場合において、その指定振替金額の合計額が払戻日の決済口座の現在高を超えるときは、いずれの払戻しを優先するかは当行の任意とします。本項の取扱いによって生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（第9条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p>	<p>6 投資信託自動積立の現在高不足時の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 指定振替金額の払戻しにおいて、複数の投資信託自動積立契約に係る複数の払戻しを同一日に行う場合において、その指定振替金額の合計額が払戻日の決済口座の現在高を超えるときは、いずれの払戻しを優先するかは当行の任意とします。本項の取扱いによって生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（第12条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p>
<p>5 取引内容の報告等</p> <p>投資信託自動積立契約に係る取扱商品の購入については、取引報告書を発行せず、取引残高報告書に記載するものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>7 取引内容の報告等</p> <p><u>(1) 投資信託自動積立契約に係る取扱商品の購入については、取引報告書を発行せず、取引残高報告書に記載するものとします。</u></p> <p><u>(2) 対象投資信託の解約については、取引報告書及び取引残高報告書に記載するものとします。</u></p>
<p>6 届出事項の変更</p> <p>(1) 投資信託自動積立契約に係る届出事項の変更をしようとするときは、当行所定の届書に必要事項を記入し、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) 買付申込日、指定振替金額及び買付けの終了年月の変更は、届出があった日から起算して4営業日を経過した日以降最初に到来する買付申込日（買付申込日を変更する場合は変更後の買付申込日とします。）から変更します。なお、届出の内容等によっては、月に一度も買付けされない場合があります。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>8 届出事項の変更</p> <p>(1) 投資信託自動積立契約<u>又は投資信託定期解約サービス</u>に係る届出事項の変更をしようとするときは、当行所定の届書に必要事項を記入し、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) 買付申込日、指定振替金額及び<u>投資信託自動積立契約に係る</u>買付けの終了年月の変更は、届出があった日から起算して4営業日を経過した日以降最初に到来する買付申込日（買付申込日を変更する場合は変更後の買付申込日とします。）から変更します。なお、届出の内容等によっては、月に一度も買付けされない場合があります。</p> <p><u>(3) 投資信託定期解約サービスの解約申込日、終了年月、指定解約金額及び解約タイミングの変更は、届出があった日の翌営業日以降最初に到来する解約申込日（解約申込日を変更する場合は変更後の解約申込日とします。）から変更します。なお、届出の内容等によっては、月に一度も解約されない場合があります。</u></p>
<p>7 投資信託自動積立契約に係る取扱いの停止</p> <p>(1) 当行は、投資信託自動積立契約に係る取扱いについて、取扱商品の商品特性を踏まえて停止することがあるほか、次のやむを得ない事情により一時的に停止することがあります。</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が投資信託自動積立契約に係る取扱いを提供できないとき。</p> <p>③ その他当行がやむを得ない事情により投資信託自動積立契約に係る取扱いの提供を停止せざるを得ないと判断したとき。</p> <p>(2) 前項第2号について、取扱商品に係る投資信託委託会社が災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、買付けの申込みの受け付けを中止した場合又は買付けの申込みの受け付けを取り消した場合は、お客さまからの買付けの申込みは不成立となりますが、払戻金は当行がお預かりし、当該日以降最初に買付けが可能となった日に、お客さまからの買</p>	<p>9 投資信託自動積立契約及び投資信託定期解約サービスに係る取扱いの停止</p> <p>(1) 当行は、投資信託自動積立契約<u>及び投資信託定期解約サービス</u>に係る取扱いについて、取扱商品の商品特性を踏まえて停止することがあるほか、次のやむを得ない事情により一時的に停止することがあります。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が投資信託自動積立契約<u>又は投資信託定期解約サービス</u>に係る取扱いを提供できないとき。</p> <p>③ その他当行がやむを得ない事情により投資信託自動積立契約<u>又は投資信託定期解約サービス</u>に係る取扱いの提供を停止せざるを得ないと判断したとき。</p> <p>(2) 前項第2号について、<u>投資信託自動積立の</u>取扱商品に係る投資信託委託会社が災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、買付けの申込みの受け付けを中止した場合又は買付けの申込みの受け付けを取り消した場合は、お客さまからの買付けの申込みは不成立となりますが、払戻金は当行がお預かりし、当該日以降最初に買付けが可能となった日</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）**

現 行	改定後
<p>付けの申込みがあったものとして、当行から投資信託委託会社を買付けの申込みを行います。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>に、お客さまからの買付けの申込みがあったものとして、当行から投資信託委託会社を買付けの申込みを行います。</p> <p><u>③ 第1項第2号について、投資信託定期解約サービスの取扱商品に係る投資信託委託会社が災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、解約の申込みの受け付けを中止した場合又は解約の申込みの受け付けを取り消した場合は、お客さまからの解約の申込みは不成立となりますが、当該日以降最初に解約が可能となった日に、お客さまからの解約の申込みがあったものとして、当行から投資信託委託会社に解約の申込みを行います。</u></p>
<p>8 解約 (1)～(5) (略)</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>10 投資信託自動積立契約の解約 (1)～(5) (同左)</p> <p>11 投資信託定期解約サービスの解約</p> <p><u>(1) 投資信託定期解約サービスを解約しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</u></p> <p><u>(2) 前項の解約の申出は、解約申込日の前営業日までに行ってください。</u></p> <p><u>(3) 次の一にでも該当する場合には、当行はいつでも投資信託定期解約サービスを解約することができるものとします。</u></p> <p><u>① お客さまが、決済口座又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に定める振替決済口座を解約したとき。</u></p> <p><u>② 解約申込日の前営業日時点で、対象投資信託の残高が0円のとき。</u></p> <p><u>③ お客さまについて相続の開始があったとき。</u></p> <p><u>④ 当該投資信託が償還されたとき。</u></p> <p><u>⑤ やむを得ない事情により当行が解約を申し出たとき。</u></p> <p><u>(4) 第9条の規定により、当行が投資信託定期解約サービスに係る取扱いについて、取扱商品の商品特性を踏まえて停止したときは、第1項の解約の申出があったものとみなします。</u></p>
<p>9 免責事項 (略)</p>	<p>12 免責事項 (同左)</p>
<p>10 規定の適用</p> <p>投資信託自動積立契約に係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、投資信託総合取引規定の規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>13 規定の適用</p> <p>投資信託自動積立契約<u>及び投資信託定期解約サービス</u>に係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、投資信託総合取引規定の規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>11 規定の改定 (略)</p>	<p>14 規定の改定 (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2021年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>

■投資信託非課税口座等規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>5 非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている取引営業所等に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該取引営業所等に保管の委託がされるものに限り、（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまが出国をした日から（非課税口座）帰国届出書の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合にあっては、購入代金をいい、Bの</p>	<p>5 非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている取引営業所等に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該取引営業所等に保管の委託がされるものに限り、（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまが出国をした日から（非課税口座）帰国届出書の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合にあっては、購入代金をいい、Bの</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）**

現 行	改定後
<p>場合にあつては、上場株式等の移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>A 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行所定の方法により購入(投資信託収益分配金再投資規定第1条(規定の適用範囲)に定める収益分配金再投資契約に基づくもの及び投資信託自動積立規定第1条(規定の適用範囲)に定める投資信託自動積立契約に基づくもの)を含みます。以下同じとします。)の申込みをされて取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>B (略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>場合にあつては、上場株式等の移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>A 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行所定の方法により購入(投資信託収益分配金再投資規定第1条(規定の適用範囲)に定める収益分配金再投資契約に基づくもの及び<u>投資信託自動積立・投資信託定期解約規定</u>第1条(規定の適用範囲)に定める投資信託自動積立契約に基づくもの)を含みます。以下同じとします。)の申込みをされて取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>B (同左)</p> <p>②～③ (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>

■**国債等規定**（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 適用範囲</p> <p>国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」といいます。）であつて、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において取り扱う国債等のうち当行において開設された口座（<u>第7条第1項</u>において「国債等振替口座」といいます。）に係る国債等については、この規定により取り扱います。</p>	<p>1 適用範囲</p> <p>国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」といいます。）であつて、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において取り扱う国債等のうち当行において開設された口座（<u>第6条第1項</u>において「国債等振替口座」といいます。）に係る国債等については、この規定により取り扱います。</p>
<p><u>3 国債等振替口座加入通帳の提出等</u></p> <p>(1) 当行又は日本郵便株式会社（以下「当行等」といいます。）は、必要があるときは、<u>国債等振替口座加入通帳（以下「加入通帳」といいます。）</u>の提出を求めることがあります。</p> <p>(2) <u>国債等振替口座規定第12条（加入通帳）第2項に定める無通帳型国債等振替口座の加入者が、加入通帳の提出が必要な取引を行う場合は、加入通帳の提出に代えて、無通帳型国債等振替口座の決済口座として</u><u>いる通常貯金の通帳又はキャッシュカードを提出してください。この場合には、預金者本人を確認できる当行所定の証明資料の提示等の当行所定の手続により取り扱うものとします。</u></p>	<p><u>3 キャッシュカード等の提出等</u></p> <p>当行又は日本郵便株式会社（以下「当行等」といいます。）は、<u>国債等の取扱いに係る各種の請求、届出その他の手続の際に、必要があるときは、通帳（国債等振替口座規定第3条（国債等振替口座の開設等）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）又はキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。ただし、キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項のカードを除きます。以下同じとします。）（以下これらを併せて「キャッシュカード等」といいます。）</u>の提出を求めることがあります。</p> <p><u>（削除）</u></p>
<p><u>5 加入通帳の再交付等</u></p> <p>(1) <u>加入通帳の紛失又は盗難により加入通帳を再交付するときは、当行所定の方法により当行所定の料金をいただきます。</u></p> <p>(2) <u>加入通帳を再交付したときは、元の加入通帳は無効となります。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p><u>6 購入代金の払込み</u></p> <p>(1) 購入申込者は、通常貯金の払戻金を当行所定の日为国債等の購入代金に振り替える取扱いにより払い込むものとし、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、<u>通常貯金の通帳</u>を添えて国債等取扱店に提出してください。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>5 購入代金の払込み</u></p> <p>(1) 購入申込者は、通常貯金の払戻金を当行所定の日为国債等の購入代金に振り替える取扱いにより払い込むものとし、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて国債等取扱店に提出してください。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p><u>7 元利金の支払</u></p> <p>(1) 国債等振替口座の加入者（以下「加入者」といいます。）に対する元利金の支払は、当該加入者が指定する通常貯金に振り替えて預入（以下この条及び次条において「振替預入」といいます。）をすることにより</p>	<p><u>6 元利金の支払</u></p> <p>(1) 国債等振替口座の加入者（以下「加入者」といいます。）に対する元利金の支払は、当該加入者が指定する通常貯金に振り替えて預入（以下この条及び次条において「振替預入」といいます。）をすることにより</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）**

現 行	改定後
<p>行うものとしします。この場合、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、<u>加入通帳及び通常貯金の通帳</u>を添えて国債等取扱店に提出してください。<u>ただし、加入通帳の提出については、国債等振替口座の開設の申込みと同時に請求するときを除きます。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 前項により送付された支払通知書により元利金の支払を受けようとするときは、支払通知書に記名押印（又は署名）をし、<u>加入通帳を添えて</u>当行の本支店又は出張所に提出してください。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>行うものとしします。この場合、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、<u>キャッシュカード等</u>を添えて国債等取扱店に提出してください。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) 前項により送付された支払通知書により元利金の支払を受けようとするときは、支払通知書に記名押印（又は署名）をし、当行の本支店又は出張所に提出してください。</p> <p>(5) (同左)</p>
<p>8 買取り</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 買取りの請求をしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、これに<u>加入通帳</u>を添えて国債等取扱店に提出してください。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 買取代金の振替預入に係る通常貯金について、全部払戻しの請求があったとき又は通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたときその他当行が定める場合は、当行所定の買取代金受領証に記名押印（又は署名）をし、<u>買取報告書及び加入通帳（加入者の場合に限り）</u>を添えて当行の国債等取扱店に提出してください。</p>	<p>7 買取り</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 買取りの請求をしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、これに<u>キャッシュカード等</u>を添えて国債等取扱店に提出してください。</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>(7) 買取代金の振替預入に係る通常貯金について、全部払戻しの請求があったとき又は通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたときその他当行が定める場合は、当行所定の買取代金受領証に記名押印（又は署名）をし、<u>買取報告書</u>を添えて当行の国債等取扱店に提出してください。</p>
<p>9 届出事項の変更等</p> <p>(1) <u>加入通帳を失ったとき又は</u>氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって国債等取扱店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>8 届出事項の変更等</p> <p>(1) 氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって国債等取扱店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>
<p>10 成年後見人等の届出 (略)</p>	<p>9 成年後見人等の届出 (同左)</p>
<p>11 印鑑照合等</p> <p>(1) 国債等の届出の印鑑（又は署名鑑）は、当該国債等の決済口座として いる通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱います。<u>ただし、加入通帳の所定の欄に印鑑（又は署名鑑）がある場合は、当該印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱うものとしします。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>10 印鑑照合等</p> <p>(1) 国債等の届出の印鑑（又は署名鑑）は、当該国債等の決済口座として いる通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱います。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>11の2 暗証による照合</p> <p>(1) 国債等の取扱いに係る各種の請求、届出その他の手続をする者が当該国債等の決済口座として いる通常貯金についてキャッシュカード（<u>キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。ただし、キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項のカードを除きます。以下同じとします。</u>）を利用している場合、当行所定の取扱い（この規定に定める取扱いに限りません。）をするときは、当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、国債等取扱店に当該通常貯金に係るキャッシュカード<u>又は通帳（以下「キャッシュカード等」といいます。）</u>を提出し、国債等取扱店に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下同じとします。）を入力して することができます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>10の2 暗証による照合</p> <p>(1) 国債等の取扱いに係る各種の請求、届出その他の手続をする者が当該国債等の決済口座として いる通常貯金についてキャッシュカードを利用している場合、当行所定の取扱い（この規定に定める取扱いに限りません。）をするときは、当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、国債等取扱店に当該通常貯金に係るキャッシュカード<u>等</u>を提出し、国債等取扱店に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下同じとします。）を入力して することができます。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>12 通知等 (略)</p>	<p>11 通知等 (同左)</p>
<p>13 規定の改定 (略)</p>	<p>12 規定の改定 (同左)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）**

現 行	改定後
（実施期日） この改正規定は、 <u>2025年5月19日</u> から実施します。	（実施期日） この改正規定は、 <u>2026年1月5日</u> から実施します。

■**国債等振替口座規定**（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>3 国債等振替口座の開設等</p> <p>(1) 国債等振替口座の開設の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この申込みに係る本人名義の通常貯金の通帳を添えて国債等規定第2条（取扱店の範囲）に定める国債等取扱店（以下「国債等取扱店」といいます。）に提出してください。その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、国債等振替口座の開設後も、当該口座に係る取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>3 国債等振替口座の開設等</p> <p>(1) 国債等振替口座の開設の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この申込みに係る本人名義の通常貯金の通帳（以下「<u>通帳</u>」といいます。）を添えて国債等規定第2条（取扱店の範囲）に定める国債等取扱店（以下「国債等取扱店」といいます。）に提出してください。その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、国債等振替口座の開設後も、当該口座に係る取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</p> <p>(2)～(4)（同左）</p>
<p>4 国債等振替口座に記録されている事項の証明</p> <p>加入者（振替法第277条に定める利害関係を有する者を含みます。）が自己の国債等振替口座に記録されている事項を証明した書類の交付の請求をしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、<u>国債等振替口座加入通帳</u>（以下「<u>加入通帳</u>」といいます。）を添えて国債等取扱店に提出してください。なお、利害関係を有する者が請求するときは、当該利害関係を明らかにする書類を併せて提出してください。</p>	<p>4 国債等振替口座に記録されている事項の証明</p> <p>加入者（振替法第277条に定める利害関係を有する者を含みます。）が自己の国債等振替口座に記録されている事項を証明した書類の交付の請求をしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、<u>通帳又はキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。ただし、キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項のカードを除きます。以下同じとします。）</u>を添えて国債等取扱店に提出してください。なお、利害関係を有する者が請求するときは、当該利害関係を明らかにする書類を併せて提出してください。</p>
<p>8 他の口座管理機関からの振替</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 前項により国債等を国債等振替口座に受け入れたときは、加入者にその旨を通知します。<u>この通知を受けたときは、当行所定の手続を行ってください。</u></p>	<p>8 他の口座管理機関からの振替</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 前項により国債等を国債等振替口座に受け入れたときは、加入者にその旨を通知します。</p>
<p>12 <u>加入通帳</u></p> <p>(1) 当行又は日本郵便株式会社は、<u>加入通帳に、該当の国債等の銘柄名、数量、金額その他の事項を記入します。</u></p> <p>(2) <u>第3条第2項により国債等振替口座の開設の申込みをしたときは、加入通帳を発行しない口座（以下「無通帳型国債等振替口座」といいます。）を開設します。</u></p>	<p>12 <u>通知事項</u></p> <p>当行は、<u>取引明細、残高等を取引報告書及び取引残高報告書に記載して通知します。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>
<p>14 解約等</p> <p>(1) 国債等振替口座の解約を請求しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、<u>加入通帳</u>を添えて国債等取扱店に提出してください。</p> <p>(2)（略）</p>	<p>14 解約等</p> <p>(1) 国債等振替口座の解約を請求しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、<u>通帳又はキャッシュカード</u>を添えて国債等取扱店に提出してください。</p> <p>(2)（同左）</p>
<p>16 免責事項</p> <p>次に掲げる場合に生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>① 申請書類に使用された印影（又は署名）が、届出の印鑑（又は署名鑑）又は<u>加入通帳</u>の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債等の振替又は抹消をしなかった場合</p> <p>②～⑤（略）</p>	<p>16 免責事項</p> <p>次に掲げる場合に生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>① 申請書類に使用された印影（又は署名）が、届出の印鑑（又は署名鑑）又は<u>通帳の所定の欄</u>の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債等の振替又は抹消をしなかった場合</p> <p>②～⑤（同左）</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>加入通帳の交付を受けた場合において、当行又は日本郵便株式会社から依頼があったときは、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月5日改定）**

現 行	改定後
この改正規定は、 <u>2025年6月2日</u> から実施します。	この改正規定は、 <u>2026年1月5日</u> から実施します。

■**特定口座規定**（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>6 源泉徴収 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 還付は、国債等規定第7条(元利金の支払)に定める国債等振替口座の加入者が指定する通常貯金又は投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第5項に定める決済口座への預入により行います。</p>	<p>6 源泉徴収 (1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 還付は、国債等規定第6条(元利金の支払)に定める国債等振替口座の加入者が指定する通常貯金又は投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第5項に定める決済口座への預入により行います。</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2025年5月19日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>

■**スマートフォンアプリ利用規定**（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>第19条（投資信託取引）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本アプリにおける投資信託取引に係る電子交付の取扱いについては、ゆうちょダイレクト規定第19条（投資信託取引に係る電子交付）（同条第11項①を除きます。）を準用します。この場合において、同条中「ダイレクトサービス」とあるのは、「本アプリ」と、「パソコン等」とあるのは、「利用者端末」と読み替えるものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第19条（投資信託取引）</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 本アプリにおける投資信託取引に係る電子交付の取扱いについては、ゆうちょダイレクト規定第19条（投資信託取引に係る電子交付）（同条第12項①及び第14項を除きます。）を準用します。この場合において、同条中「ダイレクトサービス」とあるのは、「本アプリ」と、「パソコン等」とあるのは、「利用者端末」と読み替えるものとします。</p> <p><u>3 本アプリのアンインストールをした場合であっても、それにより投資信託取引に係る電子交付は終了されず、ゆうちょダイレクト規定第19条（投資信託取引に係る電子交付）第2項に定める書類について紙媒体による交付は行われません。本アプリをアンインストールして、投資信託取引に係る電子交付の利用を終了しようとするときは、利用者は、本アプリのアンインストールをする前に、ゆうちょダイレクト規定第19条（投資信託取引に係る電子交付）第11項の手続により投資信託取引に係る電子交付の利用の終了を申し出てください。</u></p>
<p>第19条の2（国債の取扱い）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本アプリにおける国債の取扱いに係る電子交付の取扱いについては、ゆうちょダイレクト規定第19条の2（国債に係る電子交付）（同条第11項①を除きます。）を準用します。この場合において、同条中「ダイレクトサービス」とあるのは、「本アプリ」と、「パソコン等」とあるのは、「利用者端末」と読み替えるものとします。</p>	<p>第19条の2（国債の取扱い）</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 本アプリにおける国債の取扱いに係る電子交付の取扱いについては、ゆうちょダイレクト規定第19条の2（国債に係る電子交付）を準用します。この場合において、同条中「ダイレクトサービス」とあるのは、「本アプリ」と、「パソコン等」とあるのは、「利用者端末」と、<u>「利用の廃止」とあるのは「アンインストール」と読み替えるものとします。</u></p>
<p>第20条（無通帳型総合口座への切替）</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 国債等規定第3条（国債等振替口座加入通帳の提出）に規定する加入通帳は、無通帳型総合口座への切替の成立後においても使用することができます。</u></p>	<p>第20条（無通帳型総合口座への切替）</p> <p>1～3 (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p>

以 上